

医療安全管理に関する基本的な考え方

病院に働く者は全て、患者中心の医療を基本とし「患者の安全は、医療内容・技術向上、患者の権利の保障とともに医療の質を構成する重要な要素の一つである。」という意識を持ち、常に安全文化の形成に努めなければならない。

医療安全確立の基本的理念は、1.危険予知、2.事故発生の予防、3.普遍的な対策と並行した個々の患者に特化した対策、4.患者と医療従事者の全員参加である。

医療に従事する者はProfessionalであることを自覚し、理想を高く掲げ、最新の医学の知識と技術を持ち、更にこれを発展・改善させる努力を継続する一方、医の倫理と人間愛に根ざした診療を行い、高い自律性、自浄性を堅持すべきである。

本院における医療従事者は、科学としての医学を発展させるよう不断の努力を傾注するとともに、一方で医学による人間の生命現象への関与には限界があることも理解して医療行為を行うべきである。

医療行為は常に有害事象発生の危険を伴うものであり、これを無にすることは困難であるが、可能な限りその発生を減らし、あるいは未然に防止して医療安全を確立すべく、個々の自律的な事故報告と病院全体の事故情報の収集、事故防止計画・立案・実行・その検証・対応を継続的に行っていく必要がある。

医療事故の多くは、平均的医療技能を有する者が遭遇するものであって、ヒューマンファクターのみならず、システム要因、環境要因が複合して発生する。従って、起こした人間の責任のみを追及し罰しても事故を減らすことはできない。事故の原因を探り、阻止するためには、誰がではなく、何が・何故の視点を持たなければならない。事故の真の原因を究明するためには、事故に遭遇した者は速やかにその内容をインシデント管理システムによって報告する必要がある。医療安全部は、事故当事者、リスクマネージャーとともにその事故の内容を分析することにより、事故の背景に潜在する、エラーを誘発するシステム要因、環境要因を見出し、これを改善する対策を立案し、医療事故防止対策委員会に諮り、この裁可を受けて後これを実行し、その効果と履行状況を検証しなければならない。しかし、稀に事故を繰り返すリピーターが潜在することがあるので、リスクマネージャーをはじめとする安全管理者は早期にこれを発見し、再教育に努めなければならない。

他方、多くの人間が携わって膨大な医療行為を行う中で医療事故は不可避であり、事故の被害を最小限にして患者の障害を最小限に食い止めるため、予め事故が発生した際の諸施策を定め、その対応を訓練しておくことは必要である。